

平成29年度（28年所得分）申告相談日程表 申告相談時間

受付は午後3時まで、申告相談は午前9時からになります（正午～午後1時は除く）。
午前中の受付者でも受付人数によっては、午後1時以降の相談になる場合があります。

◎平日でも2月27日(月)・28日(火)は新庁舎のみの受付（全地区対象）になります。

青色申告、土地・建物・株式の売買や配当等がある方の確定申告は、竜ヶ崎税務署でお願いします。

月日 \ 会場	江戸崎地区（新庁舎） 3階 331大会議室	新利根地区（農村環境改善センター） 1階大ホール
2月16日（木）	【地区指定なし】	【地区指定なし】
17日（金）		太田上・小野
19日（日）	新庁舎「3階331大会議室」で実施いたします。【全地区対象】	
20日（月）	【地区指定なし】	太田下・桑山新田
21日（火）		堀川・寺内
22日（水）		根本1区
23日（木）		根本2区・3区
24日（金）		根本4区・5区・6区
26日（日）	新庁舎「3階331大会議室」で実施いたします。【全地区対象】	
27日（月）		
28日（火）		
3月 1日（水）	【地区指定なし】	曾根
2日（木）		中山・狸穴
3日（金）		伊佐津
6日（月）		戌渡・伊崎・南太田
7日（火）		角崎
8日（水）		柴崎（寺地）
9日（木）		柴崎（寄居）
10日（金）		柴崎（九軒）
13日（月）		柴崎（新宿）
14日（火）		【地区指定なし】
15日（水）		

月日 \ 会場	桜川地区（桜川地区センター） 2階 大会議室	東地区（東支所） 1階 フロアー奥
2月16日（木）	【地区指定なし】	余津谷・清久島・橋向
17日（金）		押砂・曲渕・四ツ谷
19日（日）		
20日（月）	【地区指定なし】	六角・結佐
21日（火）		佐原組新田・手賀組新田 八筋川・境島・大島・三島
22日（水）	羽生・堀之内・柏木	西代・佐原下手
23日（木）	古渡	上之島・石納
24日（金）	飯出・岡飯出	上須田
26日（日）		
27日（月）		
28日（火）		
3月 1日（水）	上馬渡・下馬渡・三次	伊佐部
2日（木）	神宮寺	阿波崎
3日（金）	四箇	下須田・釜井
6日（月）	阿波	本新
7日（火）	須賀津・甘田	幸田
8日（水）	浮島	脇川・中島・平須・福田
9日（木）	浮島	市崎・町田・東大沼
10日（金）	【地区指定なし】	清水・町田新田・清水新田
13日（月）		光葉
14日（火）		【地区指定なし】
15日（水）		

問い合わせ先：稲敷市役所 税務課 住民税係 電話 029-892-2000（代表）

- ◎ 申告相談会場は、大変混み合いますので、次のことについてご留意願います。
- ・事業所得、農業所得、不動産所得等を申告される方は、必ず収支内容のわかる書類を事前に作成し、持参してください。（収支内訳がわからないと、当日に申告ができない場合があります。）
 - ・医療費控除を受ける方は、診療を受けた人、医療費の支払先ごとに領収書を整理し、計算を済ませ内訳書を作成しておいてください。
- ※ 指定の日に都合がつかない方は、別の日に申告してください。（期間内であれば、どこの会場でも申告はできます。）
- ※ 新庁舎で受付する場合、早朝（6時頃）庁舎の玄関前に受付簿を設置いたします。 なお、今回より新利根・桜川会場の早朝受付簿設置は警備の関係で廃止いたします。
- ※ 消費税、所得税の申告についての問い合わせは、竜ヶ崎税務署でお願いします。 電話 0297-66-1303（代表）

◆申告・相談はお早めに◆

◎確定（住民税）申告期限は3月15日（水）です。

確定（住民税）申告の相談・受付は**平成29年2月16日（木）から3月15日（水）**までです。また、上記期間中は税務課職員が各申告会場に出向いており、税務課窓口での申告相談はできません。

申告相談・受付の詳しい日程・会場は裏面をご覧ください。日程表はホームページにも掲載しております。

申告期間中は大変混雑しますので、確定申告書を自分で作成し提出される方は、郵送により竜ヶ崎税務署へ提出をお願いします。

◆申告書にはマイナンバーの記載が必要になります◆



平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、**マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。） などのうちいずれか1つ	●運転免許証 ●パスポート ●在留カード ●公的医療保険の被保険者証 ●身体障害者手帳 などのうちいずれか1つ※

※ 法定調書の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときには2種類以上必要です。Ⓜ

◆市の申告相談会場で相談できない内容◆

次の内容で確定申告される方は申告相談会場ではお取り扱いできませんので、税務署へ直接申告するか、税理士へ作成を依頼して下さい。（作成済みの申告書の提出は可能です。）

- （1）青色申告
- （2）分離課税（土地・建物・株式等の売買、配当所得、先物取引等）の申告
- （3）初年度の住宅借入金等特別控除で計算の複雑な申告
- （4）その他高度な判断を要する申告

◆国税庁ホームページから確定申告書が作成できます◆

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」で「確定申告書」が作成できます。

作成がおわったらプリントアウトして税務署に郵送してください。

また、インターネットから直接申告書の提出や納税ができる「e-Tax」の制度がありますので、ぜひご利用ください。

《郵送先》 〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町 1182-5
竜ヶ崎税務署 個人課税部門あて
TEL 0297（66）1303（代表）

◆市県民税（住民税）の申告を忘れずに◆

市県民税の申告書は、税金を計算するための資料となるばかりでなく皆さんがいろいろな面で市の発行する証明を必要とする場合にも使われますので、所得があった方も、なかった方も必ず申告してください。（年末調整が済み会社から給与支払報告書が市役所へ届いている方、所得税の確定申告書を提出された方、稲敷市内に住所を有する家族の扶養になっている方は申告の必要はありません。）

◎申告が必要な方

平成29年1月1日現在、稲敷市内に住所を有する人で前年中の状況が次に該当する方です。

- （1）営業等、農業所得、不動産所得（貸地、貸家、駐車場等）、配当所得、雑所得（年金など）、があった方
 - （2）給与所得者で次に該当する方
 - （ア）勤務先から稲敷市へ『給与支払報告書』の提出がされていない方（提出したか、していないかは事業主あるいは経理担当者にお聞きください。）
 - （イ）日雇・パート等により勤務先が一定していない方や中途退職しその後年末調整を受けていない方
 - （ウ）給与所得者で給与以外の所得のあった方、または2カ所以上から給与の支払いを受けた方
- ※年末調整済の給与以外の所得が20万円以下の場合は、所得税の確定申告はしなくてもよいことになっておりますが、市・県民税の申告はしなければなりません。
- （エ）医療費控除、雑損控除、寄付金控除を受けようとする方
 - （3）公的年金等の所得のみの方で、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等を受けようとする方
 - （4）所得のない人で、次に該当する場合
 - （ア）国民健康保険に加入されている方
 - （イ）後期高齢者医療保険に加入されている方
 - （ウ）医療福祉費（マル福）受給者の方
 - （エ）非課税証明書または所得証明書が必要な方

※ 申告に必要な書類など詳しいことは、竜ヶ崎税務署、または稲敷市税務課までお問い合わせください。